

争議行為の予告通知の公表

国鉄水戸動力車労働組合 石井 真一執行委員長から、平成30年9月26日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成30年10月5日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

安全を無視し合理化のみを優先した運用改正提案の撤回等

2 争議行為の日時

平成30年10月7日（日）午前0時から、本件の完全解決に至るまでの期間

3 争議行為の場所

JR東日本が、茨城、千葉、栃木、福島各県および東京都内で経営する旅客輸送業務に関する全職場。

4 争議行為の概要

前記第3項の場所における同盟罷業を含む各種の争議行為および、使用者側のロックアウトなどの妨害排除のための対抗行為を、その条件に応じて単独または併用して実施する。